

(参考様式1-2)

## 事前点検シート

ふりがな	ふくいけんみなみえちぜんちょう	ふりがな	みなみえちぜんちょうかつせいかけいかく
計画主体名	福井県南越前町	活性化計画名	南越前町地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和4年度～令和6年度 令和4年度～令和4年度	総事業費(交付金)	182,802千円(75,741千円)
活性化計画目標	交流人口の増加 12,534人 地域産物の販売額の増加 21,102千円	事業活用活性化計画目標	農林水産物の販売・加工促進

計画主体 確認の日付	令和4年 2月17日	農林水産省 確認の日付	令和 年 月 日
------------	------------	-------------	----------

### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		活性化計画の目標は、交流人口の増加と地域産物の販売額の増加を目指すものであり、基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		都市と農山漁村の交流促進を図り、農産物の販売力強化及びブランド化のために必要となる施設整備であり、交付対象として妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		交流人口が増加することによって地域産物の販売額の増加につながり、農林水産物等の販売促進につながることから整合性がとれている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		新たな計画であり、改善計画期間中の活性化計画ではない。

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		第2次南越前町総合計画後期基本計画では、交流人口78万人を目標とするほか、生き活きと働けるまちづくりとして、南条SA周辺地域振興施設（道の駅）整備等に伴う農産物等の販売支援を置こうこととしており、本活性化計画と整合が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		計画の策定にあたっては、生産者団体との協議や地区住民への説明会を行っており、合意形成がなされている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		生産者団体の中には女性グループもあり、意見や提案を聞く機会を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		南越前町が主体となり、国・県等の関係機関及び生産者団体等と連携し、事業推進にあたっており、推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		本事業の内容は、都市と農山漁村の交流促進を図り、農産物の販売力強化及びブランド化のために必要となる施設整備であり、交流人口の増加、地域産業の活性化に資するものであるため、活性化計画の目標である「交流人口の増加」、「地域産物の販売額の増加」及び事業活用活性化計画目標である「農林水産物等の販売・加工促進」との整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		活性化計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間で、事業実施期間は令和4年度の1年間とし、評価期間は令和5年度から令和7年度とする。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		農地法等に基づき、農地改良届および農業振興地域整備計画に係る軽微な変更届出等について農業委員会に提出済みであり、手続きが完了する予定である。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		交付対象事業費151,483千円に対し、交付額算定交付率1/2であり、交付要望額75,741千円は交付限度額の範囲内である。

1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		<p>活性化計画では、南越前町全域を計画区域としている。なお、本町は、都市計画区域を有しておらず、市街化区域はない。また、市街地も形成していない。</p> <p>本地区の農林地面積は全体面積の 93.9%を占めており、また、の林漁礁従事者数は全就業者数の 7.3%を占めている。</p> <p>農林地面積／総土地面積＝32,289ha/34,369ha＝93.9%</p> <p>農林漁業者／全就業者数＝307人/5,475人＝7.3%</p>
------	----------------	---	--	--

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		今回、新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		整備予定の施設の設計等については、事業実施主体である越前たけふ農業協同組合が設計士と十分検討を重ね、安全性等を確保するものとなっているとともに、その後の検査体制も確保される見通しである。
	実施要領別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	—		
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201	—		

	号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか			
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—		
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○		イチゴハウス14年(収穫体験) イチゴハウス 7年(農業用設備) ブドウ単管骨組み 7年(農業用設備) プレハブ施設(集荷施設、作業場) 7年
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)費用対効果算定要領(平成4年○月○日付け3農振第○○号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)	○		農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領に基づき適切に行っている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○		投資効率=1.27である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		地域連携販売力強化施設を整備する事業であり、事業実施主体は、越前たけふ農業協同組合であり、実施要領に定める要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		事業実施主体は、越前たけふ農業協同組合であり、施設使用許諾契約に基づき、生産者で構成する管理組合に使用させるものであり、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○		当該地区のこれまでの入り込み客数と当該地区の新たな観光拠点となる道の駅南えちぜん山海里の入り込み客数を踏まえた利用計画を作成している。

	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		当該地区内及び近隣市町村においても類似施設はなく、県内の類似施設の利用状況を踏まえた利用計画を作成している。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		当該地区内の月別の入り込み客数等を踏まえた施設の利用形態を検討している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		隣接する道の駅南えちぜん山海里の誘客機能や情報発信等を踏まえて、当該施設の利用環境等について検討している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		越前たけふ農業協同組合や生産者団体等において、検討を重ねており、道の駅南えちぜん山海里の指定管理者とも協議を進めるなど経営戦略等を組み立てている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		事業実施主体である越前たけふ農業協同組合において、女性を含む生産者団体等から意見を聞くなど、女性参画への配慮のための取組みを実施している。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		必要最小限度の施設整備を行うため、事業実施主体である越前たけふ農業協同組合、生産者団体、設計士との間で設計協議を繰り返し、適切な規模の施設となっている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		投資効率を高めるため、事業実施主体である越前たけふ農業協同組合と設計士との間で設計協議を繰り返し、施設整備コストの削減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		事業上必要な施設を対象としており、汎用性の高い附帯施設は対象としていない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		整備予定場所は、道の駅に隣接しており、集客の立地性等、施設の設置目的から勘案して適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		施設用地の地権者と事業主体との間で土地賃貸借契約を締結しており、施設用地は確保されている。

2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	○		低コスト耐候性ハウスの面積は、2,065.5 m <sup>2</sup> (8.5m×81m×3棟)で、事業費81,149千円であり、1 m <sup>2</sup> 当たり39,288円であり、交付対象上限事業費の基準に照らし適正である。
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500 m <sup>2</sup> 以内か(既存施設は除く)	○		収穫体験施設(鉄骨ハウス)は、300 m <sup>2</sup> であり上限規模の範囲内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1 m <sup>2</sup> 当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m <sup>2</sup> 以内の交付算定額となっているか)	○		収穫体験施設の事業費は、61,561千円で、1 m <sup>2</sup> 当たり205,203円であり上限事業費の範囲内である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○		道の駅南えちぜん山海里内のテナント等と連携を図り、当該施設で収穫した農産物を使用した商品提供に向けた協議を行うなど相互連携の促進のための取組がなされている。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○		当該施設を販売拠点とし、採れたての新鮮な農産物を提供することで、ブランド化、産地化の推進が図られることから本施設の整備が必要である。

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○		年間を通して施設運営を行い、継続的な雇用と所得を生み出す施設整備を計画している。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○		道の駅南えちぜん山海里内のテナント等と連携を図り、当該施設で収穫された農産物を使用した商品提供に向けた協議を行うなど、6次産業化の促進に寄与できる施設である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		越前たけふ農業協同組合緒役員会に諮り、負担について十分検討を行い、計画を策定している。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		事業主体において、指名競争入札による契約方式により行うこととしており、適切である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		事業実施主体である越前たけふ農業協同組合と管理主体である南条果樹管理組合との間で整備後の維持・管理について協議を重ねており、適切に実施することとしている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		県内の類似施設を参考に収支計画を策定しており、事業実施主体である越前たけふ農業協同組合において経営診断を受ける予定である。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○		工種ごとに対象事業費を算出している。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		他の事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		体験型農園として整備するものであり、生産振興を主たる目的とする施設整備ではない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		体験型農園として整備するものであり、他の施策で交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）の配分基準（令和4年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長	—		

	通知) 別紙 (以下「配分基準別紙」という。) による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか (ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)			
--	--	--	--	--

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。